

交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領
の制定について（例規）

（最終改正：平成16年7月29日 運免第116号）
和歌山県警察本部長から各所属長宛て

（概要）

この例規は、運転免許証の更新連絡書等の送付対象者が交通事故等によって死亡し、その事実を警察が確認している場合には、被害者対策の一環として、運転免許証の更新連絡書等の発送停止の措置を講じるための要領を定めたものです。